

令和7年色麻町議会定例会9月会議会議録（第6号）

令和7年9月16日（火曜日）午後3時06分開会

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	小松栄喜君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠 員 なし

会議録署名議員

3番	佐藤忍君	4番	小松栄喜君
----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	遠藤洋君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課 長兼総合徴収対策室長	今野健君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	鎌田一博君
教育長	千葉律之君

教育総務課長兼学校給食 センター所長	大河原 基 典 君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	竹 荒 弘 君
農業委員会事務局長	早 坂 あゆみ 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	井 上 勝 美 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第6号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	認定第1号	令和6年度色麻町一般会計決算認定について
日程第3	認定第2号	令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定 について
日程第4	認定第3号	令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定 について
日程第5	認定第4号	令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定 について
日程第6	認定第5号	令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定に ついて
日程第7	認定第6号	令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第8	認定第7号	令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定 について
日程第9	認定第8号	令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定について
日程第10	認定第9号	令和6年度色麻町水道事業会計決算認定について
日程第11	報告第7号	令和6年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に 関する比率について
日程第12	議発第8号	外国人土地法の即時施行を求める意見書(案)

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	認定第1号	令和6年度色麻町一般会計決算認定について
日程第3	認定第2号	令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定

		について
日程第 4	認定第 3 号	令和 6 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 6 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 6 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 6 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 6 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 6 年度色麻町下水道事業会計決算認定について
日程第10	認定第 9 号	令和 6 年度色麻町水道事業会計決算認定について
日程第11	報告第 7 号	令和 6 年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について
日程第12	議発第 8 号	外国人土地法の即時施行を求める意見書(案)

午後 3 時 0 6 分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第 1 項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、本日、議員提出の会議事件 2 件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。

追加された会議事件は、議発第 8 号外国人土地法の即時施行を求める意見書（案）、議発第 9 号天野秀実議長に対する不信任決議についてであります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。（「議長」の声あり）中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） ただいま、この議発第 9 号天野秀実議長に対する不信任決議について、撤回されたのではなかったんですか。

○議長（天野秀実君） 議会運営委員会の中ではそのようにお話がされましたが、撤回する旨の書類が提出されておられません。撤回する旨の書類は提出されておられませんので、来るべき今後撤回されるもんだと、書類が提出されるもんだと理解しております。出さ

れたままです。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） そうなると、これは議案として審議されることになるんじゃないんですか。それで理解していいんですか。

○議長（天野秀実君） 少々お待ちください。

提出されたままの案件が、ただいま議発第9号としてのっております。それで、提出者から撤回されなければ、そのまま審議するということになりますので、どこかの段階で撤回をしていただくのであらうと。私としては、それ以上言えないわけでございまして。（「議長」の声あり）相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 先ほど議会運営委員会で撤回するという話になって、本来であれば議会を開く前に提案した方に撤去文を書いていただいて議会を開く、なおかつここで日程分を作成し直すというのが適正ではないかと思うんです。これを今、議長はこのまま文面を読み上げて、最後までやるという答弁をしている。

○議長（天野秀実君） いえ、最後までは。

○5番（相原和洋君） だってそういう発言をなされた。議事進行上、そういう話になっている。それでいいのかなんですよ、今。再度そこをしっかりと求めていきたいと思います。どうなんですか。

○議長（天野秀実君） 日程第11の報告第7号、ここまで終わりましたら暫時休憩をしたいと思ってました。その中で、もし撤回されるのであれば撤回する旨の手続をしていたければ議会は成立するんだらうと考えておりましたので、そのようにお願いしたいと思います。（「議長」の声あり）中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） あのね、これ、このまま上程されたということで私は理解しているのね。上程されれば、議員全員の判断で撤回が認められることになるんですよ。局長、そのように理解していいと思うんだけど、私、間違っているんだったら違うと説明を求めるんだけど、それでよろしいですか。

○議長（天野秀実君） 撤回については、議長の許可になっておりますので、休憩中に出されれば、私が許可をすることといたします。そうすれば、手続上、何ら問題は発生しないだらうと思われますので、よろしくお願いしたいと思います。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 本当にこれは上程された議案として議長が認めれば、それで撤回が可能になるんですか。局長、その辺の説明を求めます。議長、いいんですか。

○議長（天野秀実君） 今、局長と相談をいたしました。先ほど私が答弁したように、私の許可があればその撤回は認められることになるということだそうです。ですから、必ずしも皆さん全員の許可がなければ撤回が認められないということでもないようですので、ひとつよろしく願い申し上げます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において3番佐藤 忍議員、4番小松栄喜議員の両議員を指名いたします。

日程第2	認定第1号	令和6年度色麻町一般会計決算認定について
日程第3	認定第2号	令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第4	認定第3号	令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第5	認定第4号	令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第6	認定第5号	令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第7	認定第6号	令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第8	認定第7号	令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第9	認定第8号	令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定について
日程第10	認定第9号	令和6年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第2、認定第1号令和6年度色麻町一般会計決算認定について、日程第3、認定第2号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、日程第4、認定第3号令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、日程第5、認定第4号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、日程第6、認定第5号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第7、認定第6号令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、日程第8、認定第7号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第9、認定第8号令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定について、日程第10、認定第9号令和6年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上の9か件は一括議題とすることとし、議長を除く決算認定審査全員特別委員会を設置し、これに認定第1号から認定第9号までの審査を付託しました。

そして、特別委員会で審査が終了いたしましたので、決算認定審査結果報告を決算認定審査全員特別委員会委員長に求めます。小松栄喜委員長、御登壇の上、報告をお願いいたします。小松栄喜委員長。

〔決算認定審査全員特別委員長 小松栄喜君 登壇〕

○決算認定審査全員特別委員長（小松栄喜君） 委員会審査結果報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

1、付託された事件。

認定第1号 令和6年度色麻町一般会計決算認定について

認定第2号 令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について

認定第3号 令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について

認定第4号 令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について

認定第5号 令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第6号 令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

認定第7号 令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

認定第8号 令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定について

認定第9号 令和6年度色麻町水道事業会計決算認定について

2、審査の期日及び方法。

令和7年9月9日より10日、11日の3日間にわたり、各種会計決算書、主要施策の成果に関する説明書「町政のあゆみ」などで審査を行い、予算の執行が関係法令、条例等に基づき適正かつ効率的に行われたか、また政策や事業目的がどの程度達成され町民の福祉向上に反映されたのかなどの視点に立ち、各種会計を慎重に審査を行いました。

3、審査の状況。

一般会計決算認定では、予算に対しての決算状況を踏まえ、46項目の87か件の質疑がありました。

歳入においては、町税関係、国庫補助金、不納欠損額、収入未済額に対して質疑がなされました。

歳出については、報償費、委託料、負担金、補助金、交付金に対しての質疑がなされました。

また、特別会計決算認定においては、3項目の質疑があり、奨学資金貸付基金の積立金、国民健康保険事業における出産育児一時金分、予備費の不用額対処の考え方について質疑がなされました。

施策や事務事業運営に対し適正な執行の在り方や、改善すべき点や検討を要する事項などの意見が出されました。

4、審査の結果。

令和6年度一般会計決算ほか8会計決算を全て原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

5、令和6年度の決算に対する附帯意見。

主要施策の成果に関する説明書「町政のあゆみ」においては、町民の利益となる成果、効果が示せるよう、なお一層の工夫に努めていただきたい。

以上、附帯意見として申し送りいたします。

6、まとめ。

令和6年度決算は、財政収支の状況から、単年度収支については2,810万9,000円の赤字となっており、実質単年度収支においても7,116万6,000円の赤字となった。経常収支比率は本町は前年度より0.6ポイントの減の84.3%になったものの、財政は依然として危険な状態に陥っている。

なお、財政力指数は県下で最も低い0.28を示している。このことから、財政の硬直化が一段と進んだと言わざるを得ない。

今後、地方交付税が減少する中で、自主財源の確保、各種事業の効率化、財政計画の検証と合理化を推進し、本町の発展と町民生活の安定及び福祉向上に向け、財政の健全化を図るとともに、計画的かつ慎重な財政運営に努めていただきたい。

また、町執行部においては、なお一層の努力をされることを念願し、令和6年度各種会計決算認定に関する審査の報告といたします。

○議長（天野秀実君） 以上で委員長報告を終わります。大変御苦勞さまでした。

議長を除く全員で審査をいたしましたので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略し、会計ごとに討論、採決をいたします。

日程第2 認定第1号 令和6年度色麻町一般会計決算認定について

○議長（天野秀実君） それでは、日程第2、認定第1号令和6年度色麻町一般会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。最初に原案に反対者の発言を許します。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 認定第1号令和6年度色麻町一般会計決算認定に対して、反対の立場から討論を行います。

令和6年度一般会計歳入決算額は52億9,317万9,000円で、前年度より1億1,651万7,000円の増となり、歳出決算額は51億7,504万4,000円で、前年度より1億3,443万9,000円の増となっている。財政状況は、歳入歳出差引額は1億1,813万5,000円で、この額から翌年度へ繰り越す財源1,574万9,000円を差し引いた実質収支は1億238万6,000円となり、前年度よりの実質収支1億3,049万5,000円を差し引いた単年度収支は2,810万9,000円の赤字となっている。また、財政調整基金に1億8,300万円の積立て、2,494万3,000円の繰上償還、2億5,100万円の取崩しを行ったことにより、実質単年度収支は7,116万6,000円の赤字となっている。

赤字決算となっている中にも、財政調整基金への積立てが5年度6,000万円で、今年度は1億8,300万円と前年度より1億2,300万円上回る積立てなど、また地方債の繰上償還2,494万3,000円を行うなど、このことは黒字要素の努力の跡が見られ評価するものである。

経常収支比率は数値上0.6ポイント改善しているが、これは地域おこし協力隊、会計年度職員の手当など特例交付金や特別交付金の増による一時的なものが大きな要因となっている。

一方、実質収支比率は3.29ポイントで、前年度より0.83ポイント低くなっている。実質収支比率は一般的に3から5が適正な水準とされ、標準が高いということは、財政に余裕があり、標準的な行財政運営に必要な経費を賄うための一般財源が十分に確保されていることを意味する。比率が低い場合は、新たな事業や緊急対応への財源が乏しい状況にあり、本町の財政構造は弾力性に乏しく、なお一層硬直化していることを指摘しておかなければなりません。

財源確保の一つとして、町有地の利活用があります。令和5年度、売払い事業を行ったが、不調になっているとして手をこまねいているのではなく、積極性を持って推進することが財政確保の観点から執行部に望むものである。

決算は、住民の税金等を財源として住民の福祉向上のため単年度にどれだけ行政効果や経済効果を住民にもたらしたか、十分に検討し決算を認定することになります。決算は、使ってしまった金銭の収支を表した精算書です。決算を見ると、町の財政構造がよいのか、それとも悪くなりつつあるのか分かります。悪い場合は改善しなければなりません。また、金を使ったがさっぱり行政効果、経済効果が上がらなければ無駄遣いに等しいことから、次年度は削減するなど、決算は将来に向かってどう改善すべきか反省の材料を提供した反省書でもあり、同時に成果、効果を表した成績表と言われています。

令和6年度一般会計決算認定に当たり、決算は成果、効果を表した成績表ということから、令和6年度色麻町一般会計決算は辛うじて及第点といったところで、よって、反対の討論といたします。

議員各位の満堂の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（天野秀実君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 令和6年度色麻町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

歳入総額は52億9,317万9,000円ですが、この予算の全てを我々議員が可決した事業であり、その事業内容から逸脱した事業はないと思います。令和6年度においても、町民の幸せづくり、町の発展につながる予算だと思っております。

また、要望といたしましては、町執行部には、ふるさと納税を含めさらなる自主財源確保には努めていただきたいと思います。これからも議会と執行部が大同団結し、町民の幸せづくりに邁進すべきだと思います。

ぜひ皆様の賛同を心よりお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（天野秀実君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第1号を採決いたします。

討論がございましたので、本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。それではボタンを押してください。

〔電子採決システムにより記名投票〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定いたします。

〔電子採決システムにより確定〕

○議長（天野秀実君） 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

〔賛成8名：2番高森すみえ君、3番佐藤 忍君、4番小松栄喜君、6番河野 諭君、
7番西村義隆君、9番今野公勇君、11番山田康雄君、
12番白井幸吉君〕

〔反対4名：1番工藤昭憲君、5番相原和洋君、8番小川一男君、10番中山 哲君〕

日程第3 認定第2号 令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定 について

○議長（天野秀実君） 日程第3、認定第2号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第2号を採決いたします。認定第2号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第4 認定第3号 令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定 について

○議長（天野秀実君） 日程第４、認定第３号令和６年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第３号を採決いたします。認定第３号令和６年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第５ 認定第４号 令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第５、認定第４号令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第４号を採決いたします。認定第４号令和６年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第６ 認定第５号 令和６年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第６、認定第５号令和６年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第5号を採決いたします。認定第5号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第7 認定第6号 令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第7、認定第6号令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第6号を採決いたします。認定第6号令和6年度色麻町介護保険特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第8 認定第7号 令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第8、認定第7号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第7号を採決いたします。認定第7号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第9 認定第8号 令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第9、認定第8号令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第8号を採決いたします。認定第8号令和6年度色麻町下水道事業会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第10 認定第9号 令和6年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第10、認定第9号令和6年度色麻町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第9号を採決いたします。認定第9号令和6年度色麻町水道事業会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第 1 1 報告第 7 号 令和 6 年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について

○議長（天野秀実君） 日程第11、報告第 7 号令和 6 年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 報告第 7 号令和 6 年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について、地方公共団体の財政の健全性に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により御報告申し上げます。

議案書93ページをお開き願います。

まず、1 の健全化判断比率ですが、これら 4 つの判断比率は標準財政規模に対する割合などとなっております。

標準財政規模は、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を指します。標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えた金額であり、令和 6 年度は31億1,269万円となっております。

次に、各種判断比率について御説明申し上げます。

まず、実質赤字比率は、普通会計における実質赤字の標準財政規模に対する割合であります。ここでいう普通会計とは、一般会計と奨学資金貸付基金特別会計を統合したものととなります。そして、実質赤字比率は、この普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた額、いわゆる実質収支額ということになりますが、それが赤字であった場合、その赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものととなります。普通会計の令和 6 年度決算における実質収支は黒字でしたので、例年どおり赤字なしの状態となりました。

次に、連結実質赤字比率ですが、一般会計と特別会計の全てを連結したものが対象となります。連結会計の令和 6 年度決算における実質収支は黒字でしたので、例年どおり赤字なしの状態となりました。

次に、実質公債費比率ですが、こちらは地方債の元利償還金と特別会計の繰出金、また、一部事務組合負担金のうち、地方債の償還に充てたと認められるもの、さらに債務負担行為のうち公債費に準ずるものなどの合計額、言い換えますと、一般会計の借金の返済額と借金の返済に充てたと認められる特別会計への繰出金や、一部事務組合への負担金の合計額が標準財政規模に占める割合の過去 3 か年の平均値ということになります。この割合が18%以上になりますと、地方債の発行が県知事の同意制から許可制になり、25%以上になると、財政健全化計画の策定が必要となります。

本町は、令和 5 年度が10.3%、今回報告する令和 6 年度が10.8%となりました。

次に、将来負担比率ですが、普通会計が将来にわたって負担することになる推計額、つまり普通会計が背負う借金ということになります。標準財政規模の何年分または何倍に相当するかという指標であります。この指標が350%以上になりますと、財政健全化計画の策定が必要となります。

本町は、令和5年度が72.6%、今回報告する令和6年度も72.6%と同率となりました。

次に、2の資金不足比率ですが、これは公営事業会計、公営企業会計が対象となり、水道事業会計、下水道事業会計及び工業団地整備事業特別会計が該当いたします。会計ごとに資金不足額の事業規模に対する割合を算出しますが、その指標が20%以上になりますと、経営健全化計画の策定が義務づけられます。

令和6年度は、水道事業会計、下水道事業会計及び工業団地整備事業特別会計ともに余剰金が発生しておりますので、いずれの会計も資金の不足がない状態となりました。

以上、令和6年度色麻町各種会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、その基礎となる事項を記載した書類と併せて監査委員の審査に付し、その結果、別紙のとおり意見書が提出されましたので、以上の説明をもちまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による報告といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって報告内容の説明を終わります。

次に、本案件については監査委員から審査結果について意見書が提出されております。先般、議員各位のお手元に配付いたしております。

それでは、代表監査委員から意見の概要について報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（早坂仁一君） それでは、審査意見書をお出し願います。

開いていただきまして、令和6年度色麻町各種会計決算に基づく財政健全化審査意見書。

1、審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の期日。

令和7年7月29日。

3、審査の結果。

（1）総合意見。

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字がなし。実質公債比率、令和6年度は10.8%、将来負担比率は72.6%と、早期健全化基準をいずれも下回っております。

（3）是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

また1ページお開きいただきまして、令和6年度色麻町公営企業会計決算に基づく経営健全化審査意見書。

１、審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された公営企業会計決算に係る資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２、審査の期日。

令和７年７月29日。

３、審査の結果。

（１）総合意見。

審査に付された下記資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

色麻町水道事業会計、色麻町下水道事業会計、色麻町工業団地整備事業特別会計、いずれも資金不足は発生していない。

（３）是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 以上で代表監査委員の審査の結果と意見の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

○議長（天野秀実君） これより報告第７号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告を終わります。

暫時休憩をいたします。午後４時５分まで、15分休憩いたします。

午後３時５０分 休憩

午後４時０８分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第１２ 議発第８号 外国人土地法の即時施行を求める意見書（案）

○議長（天野秀実君） 日程第12、議発第８号外国人土地法の即時施行を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。２番高森すみえ議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔2番 高森すみえ君 登壇〕

○2番（高森すみえ君） 朗読をもって議案の説明に代えさせていただきます。

議発第8号、外国人土地法の即時施行を求める意見書（案）。

標記意見書案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月11日提出。

提出者議員、高森すみえ。

賛成者議員、工藤昭憲。賛成者議員、河野 諭。

外国人土地法の即時施行を求める意見書（案）。

近年、全国各地で外国人・外国法人による土地の取得が進み、一部地域においては水源地、農地、森林や離島、また防衛施設周辺など、我が国の安全保障や国土保全に関わる土地が外国資本により取得される事例が相次いでいます。特に北海道や九州、沖縄などでは広大な土地が外国人・外国法人により所有されており、その実態把握すら困難な状況も多く見受けられます。

また外国資本による住宅や別荘の大量取得が地域の地価高騰や空き家の増加、治安の悪化など、住民生活への影響も懸念されています。

現行の法制度においては、外国人等による土地の取得や利用に関して明確な制限を設ける規定がなく、我が国として主権や安全保障を守る観点からも法整備が急務であるとの指摘もありますが、大正14年に制定され外国人や外国法人による日本国内の土地取得を制限する法律として存在している「外国人土地法」（大正14年法律第42号）は、2017年に法務省により「現行法」とであると認められており、施行令の制定によって直ちに運用が可能です。

以上のことから、色麻町議会は国及び政府に対し、外国人等による土地の取得及び利用を制限するため、下記事項について早急に取り組まれることを強く要望し、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

- 1、外国人土地法施行令を直ちに制定し、速やかに交付・施行すること。
- 2、中国等相互主義対象国に対し、土地取得の制限または禁止措置を適用すること。
- 3、水源地、防衛施設周辺、国境離島を特に重点地区として指定すること。

宮城県色麻町議会議長天野秀実。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、法務大臣殿、国土交通大臣殿、防衛大臣殿。

以上です。

○議長（天野秀実君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。御苦労さまです。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、本町議会の機関意思決定として内閣総理大臣、法務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、衆議院議長及び参議院議長に議長名をもって送付し、実現方について強く要望してまいりたいと思います。

○議長（天野秀実君） 先ほど、天野秀実議長に対する不信任決議について、撤回の請求書が提出されました。

この撤回につきましては、議長の許可となっておりますので、撤回することに許可をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 4 時 1 5 分 休憩

午後 4 時 5 8 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

明日10時より本会議を開会いたします。よろしくお願いします。

午後 4 時 5 9 分 延会